

# 品川区私立幼稚園協会補助金交付要綱

制定 昭和 40 年 9 月 30 日 区長決定

改正 平成 7 年 5 月 23 日 要綱第 46 号

改正 平成 28 年 2 月 24 日 要綱第 59 号

改正 令和 3 年 8 月 6 日 要綱第 255 号

品川区私立幼稚園協会が区内私立幼稚園相互の協力により幼児教育の向上充実を図るために実施する事業に対する補助金の交付については、この要綱に定めるところによる。

## (補助金交付の目的)

第 1 条 品川区私立幼稚園協会補助金（以下「補助金」という。）は、品川区私立幼稚園協会（以下「補助事業者」という。）が区内私立幼稚園相互の提携協力により、私立幼稚園振興のために実施する事業の拡充強化を図り、もって幼児教育の向上に寄与することを目的とする。

## (補助対象経費)

第 2 条 補助金の補助対象経費は、次に掲げる事業を行うために要する経費とする。

- (1) 幼児教育に関する研究ならびに調査
- (2) 私立幼稚園運営管理上に関する研究調査
- (3) 教職員の資質向上ならびに福利厚生
- (4) その他区長が必要と認める事業

## (補助金の交付額)

第 3 条 補助金の交付額は前条に掲げる事業のうち、区長が必要かつ相当と認めた補助対象事業に要する経費の一部とし、予算の範囲内で交付する。

## (補助予定額の通知)

第 4 条 年度当初において、区長は補助事業者に対し、別記 1 号様式により補助金の交付予定額を通知する。

## (補助金の交付申請)

第 5 条 補助事業者は、前条に規定する交付予定額の通知を受けたときは、別に定める期限までに別記第 2 号様式による補助金交付申請書を区長に提出しなければならない。

## (補助金の交付決定)

第 6 条 区長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、これを審査し、交付するも

のと決定したときは、補助金交付決定書を補助事業者に送付するものとする。

#### **(申請の撤回)**

第7条 補助事業者は、前条の交付決定の内容または条件に異議があるときは、補助金の交付決定の日から14日以内に申請の撤回をすることができる。ただし、その期間内に申請の撤回をしないときは、この決定に異議がないものとする。

#### **(請求書の提出)**

第8条 補助事業者は、第6条に規定する補助金の交付決定通知を受けたときは、区長が別に定める期限までに別記第3号様式による請求書を区長に提出しなければならない。

#### **(交付決定通知の取消等)**

第9条 区長は、補助金の交付決定を受けた補助事業者がその後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。

#### **(変更の承認)**

第10条 補助事業者が、次の各号に該当する場合は、事前に区長の承認を得なければならない。ただし、第1号および第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象事業の内容に変更を加えようとするとき。
- (3) 補助対象事業の全部または一部を中止もしくは廃止しようとするとき。

#### **(事故報告)**

第11条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、またはその遂行が困難となった場合は、すみやかに報告し、指示を受けるものとする。

#### **(遂行事業報告)**

第12条 補助事業者は、事業の適正円滑な執行を図るためにその遂行の状況に関し区長から報告が求められた場合は、これに応じなければならない。

#### **(補助事業の遂行命令等)**

第13条 区長は補助事業者が提出する報告、もしくは地方自治法第221条第2項の規定による調査等により、交付決定の内容またはそれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助対象事業に適合するよう処置をとるべきことを命ずる。

2 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることがある。

#### **(実績報告書の提出)**

第14条 補助事業者は、補助対象事業終了後（又は会計年度終了後）すみやかに補助対象

事業の事業実績報告書および収支決算書を区長に提出しなければならない。

**(検査等)**

第15条 区長が補助職員として、補助対象事業の遂行状況および経理について検査させた場合または報告を求めた場合は、補助事業者はこれに応じなければならない。

**(補助金の経理等)**

第16条 補助事業者は、補助金の収入・支出に関する帳簿および事業に関する記録を整備し、経理および事業の状況を常に明確にしておかなければならない。

**(決定の取消)**

第17条 次の各号に該当する場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) いつわりその他不正の手段により交付を受けたとき。
- (2) 他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容または、これに付した条件に違反したとき。

**(補助金の返還)**

第18条 区長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、その事業の取り消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

**(違約金)**

第19条 補助金の交付の全部または一部を取り消し、その返還を命じたときは、補助事業者は、当該補助金の交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年2月24日から施行する。



第2号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長

あて

品川区私立幼稚園協会  
会長

## 年度品川区私立幼稚園協会補助金 交付申請書

「品川区私立幼稚園協会補助金交付要綱」に基づき、下記金額を交付されたく関係書類を添えて申請いたします。

### 記

|          |      |       |           |
|----------|------|-------|-----------|
| 1. 交付申請額 | ¥    | _____ | -         |
|          | (内訳) | 前期分   | ¥ _____ - |
|          |      | 後期分   | ¥ _____ - |

2. 添付書類
- (1) 年度品川区私立幼稚園協会事業計画書
  - (2) 年度品川区私立幼稚園協会収支予算書
  - (3) 年度品川区私立幼稚園協会事業実施報告書
  - (4) 年度品川区私立幼稚園協会収支決算書
  - (5) 私立幼稚園協会規約および役員名簿

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長あて



|     |                  |
|-----|------------------|
| 所在地 |                  |
| 請求者 | 品川区私立幼稚園協会<br>会長 |



### 年度 品川区私立幼稚園協会補助金請求書

年 月 日付、 第 号により交付決定された 年度  
品川区私立幼稚園協会補助金（上半期）について、下記の金額を請求いたします。

記

|    |   |   |   |   |   |   |   |   |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|

※ 金額はアラビア数字を使用し、訂正は認められません。

※ 金額の頭に¥の記号を併記して下さい。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長あて



|     |                  |
|-----|------------------|
| 所在地 |                  |
| 請求者 | 品川区私立幼稚園協会<br>会長 |



### 年度 品川区私立幼稚園協会補助金請求書

年 月 日付、 第 号により交付決定された 年度  
品川区私立幼稚園協会補助金（下半期）について、下記の金額を請求いたします。

記

|    |   |   |   |   |   |   |   |   |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|

※ 金額はアラビア数字を使用し、訂正は認められません。

※ 金額の頭に¥の記号を併記して下さい。